

さん

# ショートステイの利用について

(短期入所事業所やすらぎ 重要事項説明書)

## 事業所について

事業所の名称：短期入所事業所やすらぎ  
所在地：富山県魚津市立石205-2  
電話番号：0765-23-0009

## 主たる対象者

地域で生活している精神障害をお持ちの方（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上である者）で、お世話をしているご家族の都合（家族の病気、冠婚葬祭、事故等）・本人の私的な事由により、一時的に家庭での生活が困難になった場合に、短期間利用することができます。

## 利用定員

1名

## 利用期間

原則として7日以内（月ごとの支給日数を超えた場合自己負担が発生します）

## 利用における個人負担料

利用料は、原則としてサービスに係る費用（短期入所サービス費および短期入所加算）の1割を負担するものとする。ただし、障害者総合立支援法等に基づく各種配慮措置がなされた場合は、配慮後の額を負担するものとする。

・利用料・・・1日（障害支援区分により異なります）

区分1	527円	区分2	527円	区分3	599円
区分4	663円	区分5	796円	区分6	932円

・地域活動支援センター サポート新川施設利用料

サポート新川にて、昼・夕の弁当取次ぎサービスや、入浴サービスを受けることができます。

利用に当たっては、サポートの利用料として一ヶ月1,000円、又は1日100円の利用料が必要になります。

弁当取次ぎサービスは、上記利用料の他、実費として370円～420円かかります

\*利用希望日数に応じてご負担していただきます。

\*なお利用期間を短縮された場合は、相応の金額をお返しいたします。

		合 計
利用料（区分 ）	円× 日	円
食費（昼食・夕食代）	円× 食	円
サポート新川施設利用料		
その他		円
合 計		円

## 注意事項

- ・ 施設内・敷地内では、飲酒・喫煙ともに禁止です。
- ・ 居室内での飲食は禁止です。決められた場所で食べてください。
- ・ 入浴はサポート新川にて行って下さい。
- ・ 外出される際は行き先や帰所時間を職員へ伝えて下さい。
- ・ 21：00～翌6：00の間、玄関と窓を施錠します。その時間帯の外出は出来ません。
- ・ 利用期間中著しい迷惑行為や風紀を乱す行為等があった場合は利用を中止していただくこともあります。
- ・ 他利用者とのお金や物のやり取りは禁止しています。
- ・ しっかりとお薬を飲んでいただくために、薬の管理を事業所で行なうことがあります。
- ・ 急に心身の調子が悪くなった場合は、すぐに職員に連絡してください。万が一、施設での対応が困難な場合はご家族に連絡いたします。場合によっては、医療機関の受診をしていただくこともあります。
- ・ 緊急時等、状況に応じて関係機関等へ情報提供を行う場合もあります。

## 用意していただくもの

- ・ あゆみの郷利用のための医師意見書（様式はあゆみの郷にあります）
- ・ 障害福祉サービス受給者証
- ・ 洗面用具、入浴道具、コップ、はし
- ・ 朝食（パンや飲み物など各自で購入してください。近くのスーパーに買い物に出かけることはできます）
- ・ 着替え（利用日数に合わせて用意してください）、パジャマ
- ・ 洗濯洗剤（利用期間中に、各自で洗濯をされる場合。）（サポート新川にて1回分30円で販売もしています）
- ・ お薬（現在飲んでいる薬、頓服）、薬剤情報提供書（現在病院で処方され飲んでいるお薬の一覧表）
- ・ 内履きスリッパ（施設のスリッパを使用することもできます）

## その他（お貸しできるものなど）

- ・ エアコン（居室に設置）
- ・ 冷蔵庫、電子レンジ、トースター、調理器具、電気ポット（調理場に設置）、
- ・ 洗濯機、乾燥機、ドライヤー、石けん（共同設備）
- ・ タオル（サポート新川にて20円で貸し出します）
- ・ 自動販売機（ジュース・お茶・コーヒーなど）※6：00～21：00の間で使用できます



令和 年 月 日

指定障害福祉サービス短期入所事業のサービス提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明及び緊急時等の場合、関係機関への情報提供を行う旨説明を行いました。

事業所名：短期入所事業所 やすらぎ

担当者職名： \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から短期入所事業所やすらぎのサービス提供及び利用についての重要事項及び緊急時等の場合に情報提供することの説明を受け、同意しました。

利用者住所： \_\_\_\_\_

利用者氏名： \_\_\_\_\_